

生活支援コーディネーター

だより



編集・発行：社会福祉法人
有田市社会福祉協議会
生活支援コーディネーター
令和6年4月号 No.5

☆「生活支援コーディネーターカフェ」@宮原さん家 今後の開催予定について



4月22日(月)
14:00~15:30
お茶、お菓子準備しています
参加費 100円



5月27日(月)
14:00~15:30
おやつ作り【予定】
参加費 100円

※開催場所等について変更がある場合は、社協ホームページにてお知らせさせていただきます。

地区、年齢問わず誰でもご参加いただけます。是非お気軽にお越しください☺

☆スマホ講座@宮原町 たくさんの方にご参加いただきました!

2月8日(木)須谷会館にて、和歌山大学観光学部箕島 LPP にご協力いただき、スマホ講座を開催しました。1部、2部あわせて合計14名の皆さんにご参加いただきました。

個別質問を中心に対応させていただき、基本的なスマホの使い方のほか、アップデートの方法やスーパーのアプリの使い方などたくさんの質問をいただきました。

いつも好評のスマホ講座+この機会を通して、直接会えなくてもご家族やお友達と連絡をとれるようになり、『つながる』手段の1つになればと考えています。

大学生と交流しながら学ぶことができ、世代間交流の場となる素敵な講座を今後も企画していきたいと思います。

ご参加いただいた皆さんありがとうございました!



◀ 個別質問の様子

☆新しい「場」が系我町に誕生しました!

有田市系我町に新しいサロン「ひばり」が立ち上がりました。

初回開催には、17名の皆さんが集まり、お菓子釣りゲーム、運営中心メンバーによる読み聞かせを楽しんでいました。

地域のサロンは、子どもから高齢者まで、誰でも集まれる憩いの場です。サロンを通して仲間づくりの輪を広げ、いきいきとした健康的な生活をみんなで作らしましょう!

サロンに参加したい、サロン活動をしてみたい、活動の幅を広げたい方など、生活支援コーディネーターがお手伝いさせていただきます。お気軽にお問い合わせください。

▷ 毎月第2木曜日 13:00~15:00 @沖公民館(系我町中番)



▲ 読み聞かせの様子



【お問い合わせ】

社会福祉法人 有田市社会福祉協議会 担当:林
〒649-0432 有田市宮原町東 215(福祉館なごみ内)
TEL:0737-88-2750 FAX:0737-88-2033



国税に関するご相談は 自宅から国税庁ホームページで解決！！

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。



国税に関するご質問やご相談は、次の3つの方法により解決できます！

➤ **チャットボット(ふたば)**

人工知能(AI)が
24時間いつでも対応いたします！



税務職員ふたば



チャットボット

➤ **タックスアンサー(よくあるご質問)**

よくある税の質問に対する回答をインターネットで
24時間いつでも簡単に調べることができます！



タックスアンサー

➤ **電話相談センター**

職員が電話でご質問にお答えします！

- ① 湯浅税務署 0737-63-5351 へ電話(8:30~17:00、土日祝を除きます。)
- ② 自動音声案内に従い「1」を選択
※ インボイスのご相談は「3」を選択



電話相談のご案内

➤ **税務署で相談** (上記の方法で解決しなかった場合は…)

来署によるご質問・ご相談となりますが、「事前予約制」ですので**必ず事前に電話予約**してください。

- ※ 予約方法：① 湯浅税務署 0737-63-5351 へ電話
- ② 自動音声案内に従い「2」を選択
- ③ 電話交換手に「事前予約」の旨を伝える(担当に代わります。)
- ④ 担当者へ来署日時を予約

ご予約されずに来署されると**対応できない場合があります**。あらかじめご了承ください。

令和5年分確定申告に係る振替納税のお知らせ

納付される方

申告所得税
及び復興特別所得税

消費税及び
地方消費税
(個人事業者)

振替日

(振替納税をご利用の方)

令和6年
4月23日 火

令和6年
4月30日 火

申告書の提出後に、納付に関するご案内やお知らせはありません。納税は、口座から自動引き落としされる振替納税等キャッシュレス納付をぜひご利用ください。

詳しくは、サイトへアクセス！



(お問合せ先：湯浅税務署)

令和6年度 有田市住宅リフォーム工事費補助事業

回覧

有田市では、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいづくりの一環として、市内工事業者を活用しリフォーム工事をされる方に対し、その経費の一部を補助する制度を実施します。

最大20万円の補助が受けられます！（75名程度）

補助対象工事費（消費税を除く）の20%【上限20万円】

※「補助金交付申請書類」がない場合、受付できませんのでご注意ください。

申請受付日時：6月2日（日）午前10時（受付番号のくじ引き）

申請受付場所：有田市消防本部 5階 多目的会議室

重要

申請受付の初日のみ、午前10時に受付場所において受付番号のくじ引きを行います。

午前10時までに、ご入室されない場合は、くじ引き後の最後尾となりますので、ご注意ください。

※ 午前10時以降の抽選後の最後尾へのご入室は、午前11時までとさせていただきます。

午前10時までに
受付場所へ入室

入室順に
着席

着席順に
くじ引き実施

くじ番号順に
再着席

くじ番号順に
申請受付

予算額に達した
時点で受付終了

- 令和5年度までに有田市木造住宅耐震診断を受けられた方で、令和6年度に住宅耐震改修事業を実施される方は、本補助金制度を優先して受け付けます。（最大5件、受付期間：4月15日（月）～5月24日（金））
- 過去に本補助制度を受けてリフォーム工事を行った住宅は補助対象外です。（判明した場合は、補助金を取り消します。）
- 申請書のみ提出など明らかに書類に不備がある場合や、工事業者による申請は受け付けません。
- 受付当日に提出していただく申請書類につきましては、事前の確認もさせていただいています。
お気軽にお問い合わせください。
- 本補助制度は、予算額に達した時点で受け付けは終了となりますので、ご了承ください。（受付初日で終了する場合があります。最後の申請者は、予算の範囲内での補助金額となります。）（終了次第、ホームページに掲載いたします。）
- 予算に残額があれば、6月3日（月）以降【土日祝除く】午前8時30分から午後5時15分まで、有田市役所庁舎3階 都市整備課 公共建築係 で受け付けいたします。※交付申請書提出順です。

◇補助対象者◇

次に掲げる条件を全て満たす方が申請できます。

- 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- 持ち家住宅の場合、所有者もしくはその親族。
- 借家等の場合、賃借を受けている方もしくはその親族。
- ご家族を含め、暴力団員等でない方。
※ ここでの「親族」とは、配偶者並びに一親等内の血族及び姻族とします。
※ 所有者本人以外の方の申請は、所有者の同意が必要です。

◇補助対象工事◇

次に掲げる全てを満たす工事

- 市内に事務所などがある法人や、市内に住所を有する個人事業者において、1年以上継続して営んでいる施工業者と契約し、工事を実施すること。
- 補助対象となる工事費（消費税を除く）が10万円以上であること。
- 補助金の交付決定後に契約、着工し、令和7年2月28日までに工事完了報告書の提出ができる工事であること。
※市が実施する「高齢者居宅改修補助事業」「住宅耐震改修事業」など他の補助制度利用の場合は、その対象額を補助対象工事費から除きます。

◇補助率・補助限度額◇

- 補助対象工事に要した費用（消費税を除く）の20%に相当する額で上限は20万円です。（千円未満の端数は切捨てとします。）

◇補助対象住宅◇

- 市内の住宅
店舗等併用住宅の場合は、住宅部分のみ対象。
- 市内マンション、集合住宅、借家
マンション、集合住宅は専有部分とし、所有者の同意が必要です。
- 継続的に居住する住宅

◇その他◇

- 補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助対象となりません。
- 補助金の交付申請は、一戸の住宅につき1回限りです。

◇申請等に必要書類◇

補助金交付申請

●補助金交付申請書【様式第1号】

《添付書類》

- 1 住宅の位置図
- 2 リフォーム工事の見積書の写し(内訳明細付き)
- 3 リフォーム工事着工前の現況を明らかにする写真
- 4 リフォーム工事の内容を明らかにする図面(対象箇所を明示)
- 5 施工業者を確認できる書類【施工業者要件証明書】
- 6 申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有の場合は同意書
- 7 評価証明及び戸籍の請求並びに市税の滞納調査に係る同意書
- 8 債権者登録申請書(既に登録のある方は不要です。)
- 9 暴力団排除誓約書
- 10 その他市長が必要と認めるもの

事業完了報告

●補助事業完了報告書【様式第5号】

《添付書類》

- 1 工事契約書又は請け書の写し
- 2 工事代金請求明細書及び領収書の写し
- 3 工事写真(施工中・完成後)
- 4 その他市長が必要と認めるもの

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用する方は、補助対象工事費からその金額を除きます。

- ① 有田市高齢者居宅改修補助事業 (介護保険係)
- ② 有田市住宅耐震改修事業 (公共建築係)
- ③ 有田市移住推進空き家活用補助事業 (まちづくり係)
- ④ 有田市援農者宿舍改修費補助事業 (みかん農政係)
- ⑤ その他(雪害などによる損害保険等による補償など)

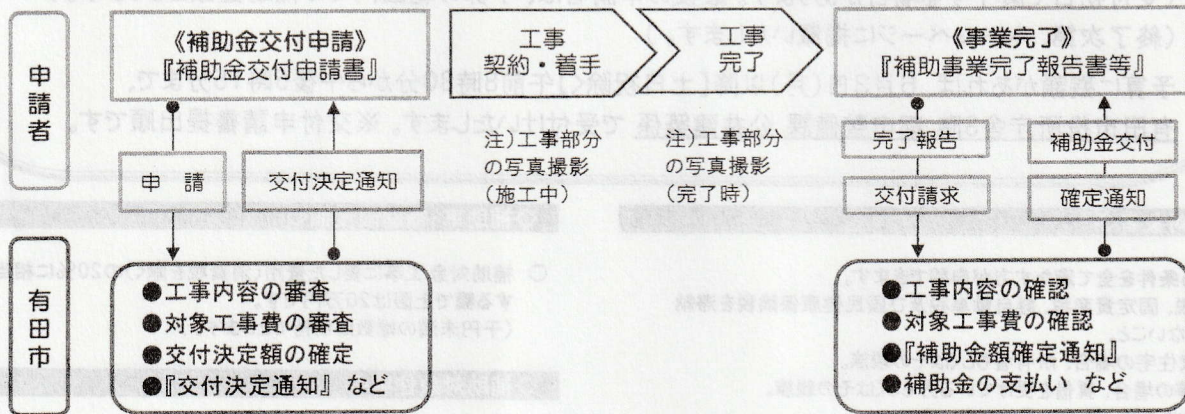
◇補助対象工事等の一例◇

凡例) ○:補助対象 ×:補助対象外 △:条件により補助対象

対象	リフォーム等の内容
○	瓦の修理、屋根の葺替、屋根塗装、防水、雨どい修理
○	外壁材張り替え、タイル、外壁塗装、左官、大工工事
○	床張替え、壁クロス貼替え、手すり、段差解消
○	システムキッチン、風呂、洋式便器、ウォシュレット、洗面化粧台、エコキュートなどの設置工事
○	天井、壁、床の断熱、防音工事
○	サッシ、ドア、窓ガラスなどの設置工事
○	間取り変更工事
○	換、障子の張替え、畳の表替え・取替え工事
○	造り付け家具の新設、補修
○	住宅リフォームに伴う電気設備工事 照明器具、コンセントやスイッチ取付け、配線工事など
○	住宅リフォームに伴う機械設備工事 配管工事、換気扇、給湯設備機器の設置など
×	新築、増築、改築、解体工事
×	住居部分以外の工事 店舗、事務所、車庫、物置、ウッドデッキ、カーポートなど
×	外構工事 門扉、フェンス、塀、テラス、擁壁、舗装、屋外給排水工事など
×	耐震改修工事 有田市住宅耐震改修等事業をご活用下さい。
×	合併浄化槽工事 有田市合併浄化槽設置整備事業補助金をご活用下さい。
×	造園工事、植栽、剪定、花壇、芝張り工事など
×	家電製品購入及び備品 冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、その他移動可能な電化製品、カーテン、ブラインド、家具、食器棚など
×	リフォーム以外の工事など シロアリ駆除、防蟻処理、インターネットなどの配線工事 アンテナ、ハウスクリーニング、排水管清掃、下水道への接続工事、太陽光発電システム、図面・書類作成費など
△	その他 (個別審査による)

※上記の工事は一例です。詳しくはお問い合わせください。

◇補助事業申請の流れ◇



★補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。補助金申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

<申込先・お問合せ先>

有田市役所 経済建設部 都市整備課 公共建築係(有田市役所3階)

住 所 : 有田市箕島50番地

電話番号 : 0737-22-3619(直通)

「申請書」のダウンロードや詳細情報は、有田市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001033.html>

「申請書」は、市役所3階都市整備課でも配布しています。

